

子政第1319号

令和3年6月10日

各市町村長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎

保育所等における感染防止対策に係る運営・行動規範の  
作成・遵守について(依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から7月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、6月5日に本県の新規感染者数が過去最高の47人(公表日ベース)を超え、複数のクラスターも発生している状況です。

つきましては、更なる感染防止対策の徹底を図るため、貴職所管の保育所等における運営・行動規範を作成していただくための「ひな形」及び掲示・周知用資料を別添のとおり作成しましたので、保育所等並びにその職員の皆様への周知につきまして御協力をお願いいたします。

なお、保育所等については、保育・幼児教育施設向けの「感染症に負けないやまなしの保育環境実現のための対策ガイドライン」を令和3年3月に策定し、現在、山梨県ホームページでも公表しており、また、同ページでは厚生労働省が発出した通知等も確認することができます。

新型コロナウイルス感染症対策では、これまでも様々な御協力をいただいておりますが、上記ガイドライン等の御活用に加え、規範を作成、遵守していただき、引き続き、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

山梨県「保育所等における新型コロナウイルス感染症関連情報」

対策ガイドラインや関連マニュアル・通知のほか、参考様式などの情報を掲載しています

<https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/covid19info/index.html>



【問い合わせ先】

子育て支援局 子育て政策課 TEL055-223-1458